



# 熊本県公報

号外 第 40 号

平成 22 年 12 月 22 日(水)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 条 例

○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	3
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の待遇等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	4
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市計画課)	5
○熊本県暴力団排除条例	(警察本部組織犯罪対策課)	5
○公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例	(〃)	11

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとし、別表を改正することとした。(別表関係)
- (1) 国有財産法に基づく農林水産大臣の所管に属する国有財産に関する事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内の事務 (第 5 号関係)  
移譲先 : 荒尾市
  - (2) 漁港漁場整備法及び熊本県漁港管理条例に基づく事務のうち、県管理漁港の区域内の水域等における占用の許可に関する事務 (第 10 号関係)  
移譲先 : 宇城市
  - (3) 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受及び消費等の許可等に関する事務 (第 11 号関係)  
移譲先 : 八代市、水俣市、和水町、御船町、氷川町
  - (4) 旅券法に基づく事務のうち、旅券の申請受付・交付等に関する事務 (第 14 号関係)  
移譲先 : 荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町
  - (5) 海岸法及び熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例に基づく事務のうち、海岸保全区域の占用の許可等に関する事務 (第 18 号関係)  
移譲先 : 氷川町
  - (6) 駐車場法に基づく事務のうち、路外駐車場設置の届出受理等に関する事務 (第 20 号関係)  
移譲先 : 人吉市、水俣市、天草市、宇城市
  - (7) 都市計画法等に基づく事務のうち、都市計画施設等の区域内における建築の規制、都市計画決定又は変更に当たっての土地の試掘等の許可等に関する事務 (第 29 号関係)  
移譲先 : 宇城市 (都市計画決定又は変更に当たっての土地の試掘等の許可に関する事務のみ)、水俣市 (都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事務のみ)
  - (8) 被災市街地復興特別措置法に基づく事務のうち、被災市街地復興推進地域内における建築等の許可等に関する事務 (第 39 号関係)  
移譲先 : 水俣市、天草市、宇城市、菊陽町
  - (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、愛がん鳥獣の捕獲許可等に関する事務 (第 40 号関係)  
移譲先 : 水俣市
- 2 関係法令等の改正に伴う根拠条文等の変更 (第 6 号、第 40 号関係)
- 3 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 (4) については平成 23 年 1 月 3 日から、2 については公布の日から施行することとし

た。

4 経過措置を定めることとした。

(1) 1 に係る経過措置 ((4) を除く。)

条例施行の際知事が行った処分等で現に効力を有するもの又は条例施行日前に知事に対してされた申請等は、条例施行日以後事務を移譲する市町村の長のした処分等又は条例施行日以後事務を移譲する市町村の長に対してされた申請等とみなす。(附則第 2 項関係)

(2) 1 (4) に係る経過措置

条例施行前に旅券法の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の規定にかかわらず知事が管理し、及び執行する。(附則第 3 項関係)

◇ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の待遇等に関する条例の一部を改正する条例

1 一般の派遣職員の給与に係る改正

派遣期間中の給与年額と派遣先機関からの報酬年額との合計額が、外務公務員給与に相当する給与年額を超えないようにすることとした。(第 4 条関係)

2 企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与に係る改正

1 の改正に伴い、規定を整備することとした。(第 8 条関係)

3 施行期日

公布日から施行することとした。

4 経過措置

一般の派遣職員で、施行日において現に派遣されている職員及び施行日から平成 23 年 3 月 31 日までに新たに派遣される職員に係る派遣期間中の給与の支給割合について、改正後の規定を適用すると支給割合が下がる場合について経過措置を設けることとした。(附則第 2 項、附則第 3 項関係)

◇ 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

1 コインロッカーの使用料を次のように定めることとした。(別表第 2 の 4 の表関係)

コインロッcker	運動広場	1 箱 1 回につき	50 円
-----------	------	------------	------

2 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行することとした。

◇ 熊本県暴力団排除条例

1 条例の目的を規定することとした。(第 1 条関係)

2 用語の定義を規定することとした。(第 2 条関係)

3 暴力団の排除に当たっての基本理念を規定することとした。(第 3 条関係)

4 県、県民及び事業者の責務を規定することとした。(第 4 条 - 第 6 条関係)

5 暴力団の排除のための推進体制の整備について規定することとした。(第 7 条関係)

6 県民等及び県民等が組織する団体に対する支援について規定することとした。(第 8 条関係)

7 広報及び啓発について規定することとした。(第 9 条関係)

8 市町村への協力について規定することとした。(第 10 条関係)

9 暴力団員の社会復帰の促進について規定することとした。(第 11 条関係)

10 県の事務及び事業における措置について規定することとした。(第 12 条関係)

11 公共工事における措置について規定することとした。(第 13 条、第 14 条関係)

12 民間の契約からの排除について規定することとした。(第 15 条関係)

13 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務について規定することとした。(第 16 条、第 17 条関係)

14 事業者が暴力団の威力を利用することの禁止について規定することとした。(第 18 条関係)

15 事業者が暴力団員等に対して金品等の供与等をすることの禁止について規定することとした。(第 19 条関係)

16 暴力団員等が金品等の供与を受けること等の禁止について規定することとした。(第 20 条関係)

17 暴力団事務所の開設及び運営の禁止について規定することとした。(第 21 条関係)

18 少年に対する教育等のための措置について規定することとした。(第 22 条関係)

19 暴力団排除特別強化地域における特定接客業者等の義務について規定することとした。(第 23 条関係)

20 標章による特定接客業の営業所への立入規制について規定することとした。(第 24 条、第 32 条関係)

- 2 1 暴力団事務所の撤去等に対する支援について規定することとした。 (第 25 条関係)
- 2 2 警察による保護及び援助について規定することとした。 (第 26 条、第 27 条関係)
- 2 3 調査、勧告及び公表について規定することとした。 (第 28 条—第 31 条関係)
- 2 4 公安委員会の事務の委任について規定することとした。 (第 33 条関係)
- 2 5 公安委員会規則への委任について規定することとした。 (第 34 条関係)
- 2 6 罰則について規定することとした。 (第 35 条—第 41 条関係)
- 2 7 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、20 及び 24 については、平成 23 年 7 月 1 日から施行することとした。
- 2 8 準備行為について規定することとした。 (附則第 2 項関係)
- 2 9 経過措置について規定することとした。 (附則第 3 項、附則第 4 項関係)

#### ◇ 公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例

- 1 次に掲げる条例について、使用の許可をしない場合及び使用の許可の取消し等を行う場合を定めた規定に「その使用が暴力団を利用するおそれがあると認められるとき」を追加することとした。
- (1) 藤崎台県営野球場条例【第 1 条】
  - (2) 熊本武道館条例【第 2 条】
  - (3) 熊本県立美術館条例【第 3 条】
  - (4) 熊本県身体障害者福祉センター条例【第 4 条】
  - (5) 熊本県都市公園条例【第 5 条】
  - (6) 熊本県立劇場条例【第 6 条】
  - (7) 熊本県伝統工芸館条例【第 7 条】
  - (8) 熊本県立総合体育館条例【第 8 条】
  - (9) 熊本県野外劇場条例【第 9 条】
  - (10) 熊本県農業公園条例【第 10 条】
  - (11) 熊本県環境センター条例【第 11 条】
  - (12) 熊本県総合福祉センター条例【第 12 条】
  - (13) 熊本産業展示場条例【第 13 条】
  - (14) 熊本県立青少年の家条例【第 14 条】
  - (15) 熊本県総合射撃場条例【第 15 条】
  - (16) くまもと県民交流館条例【第 16 条】
- 2 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。

#### 条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県条例第 49 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 号市町村等の欄中「熊本市」の次に「、荒尾市」を加え、同表第 6 号事務の欄（2）中「第 1 条第 1 項」を「第 1 条の 3 第 1 項」に、「第 3 条第 4 項」を「第 3 条第 5 項」に改め、同表同号同欄（3）中「第 1 条第 2 項」を「第 1 条の 3 第 2 項」に、「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 3 項」に改め、同表第 10 号市町村等の欄中「あつては宇土市、上天草市」の次に「、宇城市」を加え、同表第 11 号市町村等の欄中「あつては宇土市」を「あつては八代市、水俣市、宇土市」に改め、「玉東町」の次に「、和水町」を、「南関町」の次に「、御船町」を、「甲佐町」の次に「、氷川町」を加え、同表第 14 号市町村等の欄中「人吉市」の次に「、荒尾市、玉名市」を、「天草市」の次に「、山鹿市、菊池市」を、「阿蘇市」の次に「、合志市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町」を、「西原村」の次に「、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町」を加え、同表第 18 号市町村等の欄中「(9)」の次に「（海岸保全区域に係るものに限る。）」を、「宇城市」の次に「、氷川町」を、「(8)まで」の次に「及び(9)（一般公共海岸区域に係るものに限る。）」を加え、同表第 20 号市町村等の欄中「八代市」の次に「、人吉市」を、「荒尾市」の次に「、水俣市」を、「玉名市」の次に「、天草市」を、「宇土市」の次に「、宇城市」を加え、同表第 29 号市町村等の欄中「(1)及び(2)」を「(1)、(2)及び(10)から(12)まで((1)の許可に係るものに限る。)」に、「、上天草市及び宇城市」を「及び上天草市」に、「(3)、(4)」を「(3)から(9)まで、(10)から(12)まで((1)の許可に係るものを除く。)」に改め、「、(5)から(12)までに掲げる事務にあつては各市（熊本市、水俣市及び上天草市

を除く。)、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、芦北町」を削り、同表第 39 号市町村等の欄中「八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、合志市」を「各市(熊本市及び上天草市を除く。)」に改め、「大津町」の次に「、菊陽町」を加え、同表第 40 号事務の欄(1)中「許可( )」の次に「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした」を加え、「、カルガモ」を削り、「、タヌキ、メジロ及びホオジロ」を「及びタヌキ並びに愛がんのための飼養を目的としたメジロ」に改め、同表同号同欄(13)中「措置命令」の次に「((7)の登録に係るものに限る。)」を加え、同表同号同欄(17)中「届出」の次に「((1)の許可に係るものに限る。)」を加え、同表同号市町村等の欄中「(17)までのメジロ及びホオジロに係る事務」を「(17)までに掲げる事務(メジロに係るものに限る。)」に改め、「及び水俣市」を削る。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第 6 号事務の欄の改正規定、同表第 18 号市町村等の欄の改正規定(「宇城市」の次に「、氷川町」を加える改正規定を除く。)、同表第 40 号事務の欄の改正規定及び同表同号市町村等の欄の改正規定(「及び水俣市」を削る改正規定を除く。)公布の日
  - (2) 別表第 14 号市町村等の欄の改正規定 平成 23 年 10 月 3 日  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下この項において「法令等」という。)の規定により知事がした处分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした处分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日前に旅券法(昭和 26 年法律第 267 号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、新条例別表第 14 号の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の待遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 12 月 22 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

## 熊本県条例第 50 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の待遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の待遇等に関する条例(昭和 63 年熊本県条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「の職員」を「に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員」に改め、「という。」には「の次に「、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「70」を「100 以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「一般の派遣職員の」、「本文」及び「当該」を削る。

第 8 条の見出し中「種類」の次に「及び基準」を加え、同条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き派遣されている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の待遇等に関する条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の待遇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第 4 条第 1 項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成 23 年 9 月 30 日まで 100 分の 100

(2)	平成23年10月1日から平成24年9月30日まで	100分の70
(3)	平成24年10月1日から平成25年9月30日まで	100分の40
3 施行日から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第4条第1項の規定を適用したとした場合におけるこの規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。		
(1)	施行日から平成23年9月30日まで	100分の100
(2)	平成23年10月1日から平成24年9月30日まで	100分の70
(3)	平成24年10月1日から平成25年9月30日まで	100分の40

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

### 熊本県条例第51号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例  
熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の表中	陸上競技器具	一式1時間につき	680円	を
「				
陸上競技器具	一式1時間につき	680円		に改める。
コインロッカー 運動広場	1箱1回につき	50円		」

附 則  
この条例は、平成23年1月1日から施行する。

熊本県暴力団排除条例をここに公布する。

平成22年12月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

### 熊本県条例第52号

#### 熊本県暴力団排除条例

##### 目次

第1章 総則（第1条－第6条）
第2章 暴力団の排除に関する基本的施策（第7条－第11条）
第3章 暴力団を弱体化させるための措置
第1節 県の事務及び事業からの排除（第12条－第14条）
第2節 民間における契約からの排除（第15条－第17条）
第3節 暴力団の威力の利用の禁止等（第18条－第20条）
第4章 暴力団の悪影響から県民等を守るための措置
第1節 少年の健全な育成を図るための措置（第21条・第22条）
第2節 安全で安心なまちづくりのための措置（第23条・第24条）
第3節 県民等に対する支援（第25条－第27条）
第5章 雜則（第28条－第34条）
第6章 罰則（第35条－第41条）

##### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が県民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることから、熊本県からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団を弱体化させるための措置及び暴力団の悪影響から県民等を守るための措置を講ずることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。  
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条及び次条において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 事業者で次に掲げるものをいう。  
 ア 法人でその役員又は熊本県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの  
 イ 個人で公安委員会規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの  
 ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として公安委員会規則で定めるもの
- (5) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (6) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。

## (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び経済社会に悪影響を及ぼす反社会的団体であることを認識した上で、県、市町村、県民等、法第32条の2第1項の規定により熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から熊本県暴力追放運動推進センターとして指定された者（第7条及び第11条において「暴力追放センター」という。）等が相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

## (県の責務)

第4条 県は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念（次条第1項及び第6条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

## (県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、暴力団員の不当な行為による被害、暴力団の活動の実態その他の暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関して、暴力団を利用することとならない事業活動及び暴力団員の不当な行為の影響を受けない事業活動を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して、暴力団員の不当な行為による被害、暴力団の活動の実態その他の暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

## 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策

## (推進体制の整備)

第7条 県は、市町村、県民等、暴力追放センターその他関係者と連携して、暴力団の排除のための体制を整備するものとする。

## (県民等及び県民等が組織する団体に対する支援)

第8条 県は、県民等及び県民等が組織する団体が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携し、及び協働して取り組むことができるよう、これらのものに対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

## (広報及び啓発)

第9条 県は、県民等が暴力団の排除について理解を深めることができるよう、暴力団の排除に関する社会的気運を醸成するための集会を開催するなど広報及び啓発を行うものとする。

## (市町村への協力)

第10条 県は、市町村において暴力団の排除に関する施策が講じられるよう、情報の提供、技術的助言その他必要な協力をを行うものとする。

## (暴力団員の社会復帰の促進)

第11条 県は、県民等及び暴力追放センターとの連携及び協力の下に、暴力団員の暴力団からの離脱及びその者の社会復帰を促進するため、就労の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 暴力団を弱体化させるための措置

## 第1節 県の事務及び事業からの排除

## (県の事務及び事業における措置)

第12条 県は、その事務及び事業により暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

## (公共工事における措置)

第13条 県は、県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下この条において同じ。）を請け負わせる契約（次項において「請負契約」という。）を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

2 県と請負契約を締結した者（以下この条において「元請負人」という。）は、当該請

負契約に係る建設工事の全部若しくは一部を請け負わせる契約（以下この条において「下請契約」という。）又は当該建設工事に使用する資材若しくは当該建設工事の施工に伴い必要となる物品を納入させ、若しくは当該建設工事に係る機械器具若しくは役務を提供させる契約（以下この条において「資材納入等契約」という。）を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者（以下この条において「下請負人」という。）は、県が発注する建設工事を施工するための下請契約を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

- (1) 元請負人と下請契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者（次項において「資材納入等契約者」という。）は、県が発注する建設工事を施工するための資材納入等契約を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

- (1) 元請負人と資材納入等契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者
- (4) 下請負人
- (5) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者
- (7) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者

5 元請負人、下請負人及び資材納入等契約者（以下この条において「元請負人等」といって、自らが当該契約により建設工事を施工し、又は若しくは建設工事の施工に係る機械器具等を納入する旨を証する誓約書の建設金額が100万円を超えない場合）は、前各項に規定する契約を締結してはならない。

6 県及び元請負人等は、前項の規定によれば、この受けた誓約書を、当該誓約書に係る契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

7 元請負人等は、自ら契約を締結した下請契約若しくは資材納入等契約の相手方が暴力団と密接する場合、接する。

8 県は、元請負人等を県が実施する規則第24項と規定する場合、当該元請負人等は、その行う事業に係る契約を締結する。

第14条 県は、前条規定の施行に際しては、元請負人等に対し、その業務に関する報告又は資料の提出を求める。

## 第2節 民間における契約からの排除

（民間の契約からの排除）

第15条 事業者は、その行う事業には暴力団と密接する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴徒暴力団で締結する。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を締結する。

（不動産の譲渡等をとする者の責務）

第16条 県内に所在する不動産（以下この条及び次条において「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この条及び次条において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産の譲渡等に係る契約を締結しようとする場合に、次に掲げる事項を定めた書面により契約を締結するよう努めなければならない。

（1）当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

（2）当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは催告することなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる。

4 前項第2号に掲げる事項を定めた書面による契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該

契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第17条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の締結をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し、助言その他必要な措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

### 第3節 暴力団の威力の利用の禁止等

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第18条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(暴力団員等に対する金品等の供与等の禁止)

第19条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が当該暴力団員等に代わって金品その他の財産上の利益（以下この条、次条及び第23条において「金品等」という。）の供与を受ける者として指定した者（以下この条及び次条において「暴力団員等指定者」という。）に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で金品等の供与をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことの対償として金品等の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等指定者に対し、相当の対償を受けることなく金品等の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員等又は暴力団員等指定者に対し、金品等の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、その者が暴力団員等であることを知りながら不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(暴力団員等が金品等の供与を受けること等の禁止)

第20条 暴力団員等及び暴力団員等指定者は、前条第1項又は第2項の規定に違反する金品等の供与であることを知りながら、事業者から当該金品等の供与を受けてはならない。

2 暴力団員等は、前条第1項又は第2項の規定に違反する金品等の供与であることを知りながら、事業者をして、自ら指定した暴力団員等指定者に対し、当該金品等の供与をさせてはならない。

3 暴力団員等及び暴力団員等指定者は、前条第3項の規定に違反する金品等の供与であることを知りながら、事業者から当該金品等の供与を受けてはならない。

4 暴力団員等は、前条第3項の規定に違反する金品等の供与であることを知りながら、事業者をして、自ら指定した暴力団員等指定者に対し、当該金品等の供与をさせてはならない。

### 第4章 暴力団の悪影響から県民等を守るためにの措置

#### 第1節 少年の健全な育成を図るためにの措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第21条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

(2) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第12条第1項に規定する児童相談所

(4) 少年院法（昭和23年法律第169号）第2条に規定する少年院及び同法第16条に規定する少年鑑別所

(5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項に規定する公民館

(6) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により設置された少年自然の家、青年の家及び青少年の家

(9) 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第11条第1項第1号の規定により設置された青少年交流の家

(10) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

(11) 前各号に掲げるもののほか、不特定多数の少年が来訪する施設で、特にその周辺における少年の健全な育成を図るために良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつてその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなつたものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴

暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(少年に対する教育等のための措置)

- 第22条 県は、学校（学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）に限る。）において、その生徒又は学生が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 少年の育成に携わる者は、その少年が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員の不当な行為による被害を受けないように、助言、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 3 県は、少年の育成に携わる者に対し、暴力団に関する知識を有する職員の派遣、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

第2節 安全で安心なまちづくりのための措置

(暴力団排除特別強化地域における特定接客業者等の義務)

- 第23条 県民及び県外の者が多数来訪し、かつ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。次条において「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業（第1号に該当する営業に限る。）、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業、同条第11項に規定する接客業の定め（以下この条及び次条において「特定接客業」という。）を営む者（以下この条及び次条において「特定接客業者」という。）が集中して存在する地域であつて、除に並ぶに県民及び県外の者が安心して来訪することができる地域環境を整備するためが特に必要な地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域とする。

(1) 熊本市下通一丁目及び下通二丁目の地域

(2) 熊本市新市街の地域

(3) 熊本市中央街の1番、2番及び4番から12番までの地域

(4) 熊本市花畠町の9番から13番までの地域

(5) 熊本市手取本町の2番から8番までの地域

(6) 熊本市安政町の1番から3番まで及び5番から7番までの地域

(7) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める地域

- 2 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員を客に接する者は、業務に従事させてはならない。

- 3 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員から、その客との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下この条において「特定接客業の営業」とは、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に係る業務を円滑に行うことをとができない。）の提供を受けてはならない。

- 4 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員に対し、客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として金品等の供与をしてはならない。

- 5 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 客に接する業務に従事すること。

(2) 特定接客業者に対し特定接客業の営業所における用心棒の役務の提供をすること。

(3) 特定接客業者から用心棒の役務の提供をするための対償として金品等の供与を受け、又は特定接客業の営業を営むことの容認をする対償として金品等の供与を受けること。

- (標章による特定接客業の営業所への立入規制) 第24条 特定接客業（風適法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業（第1号に掲げる営業に限る。）及び第11項に規定する接客業の定め（以下この条において「標章」という。）を掲げる者は、公安委員会規則で定める旨を記載した公表する。）を営む者は、公安委員会規則で定めることを禁止する。

- 2 公安委員会は、前項の申出があった場合において、暴力団員が当該営業所に立ち入ることを禁止することが暴力団排除特別強化地域における暴力団の排除を強化し、安全で安心なまちづくりを推進するために必要であると認めるときは、当該営業所の出入口の見やすい場所に標章を掲示するものとする。

- 3 暴力団員は、前項に規定する標章が掲示されている営業所に立ち入ってはならない。

- 4 公安委員会は、暴力団員が前項の規定に違反して標章が掲示されている営業所に立ち入っていると認めるときは、当該営業所への立入りを中止することを命じ、又は当該立入りが中止されるために必要な事項を命ぜることができる。

- 5 公安委員会は、暴力団員が第3項の規定に違反して標章が掲示されている営業所に立

ち入った場合において、当該暴力団員が更に反復して標章が掲示されている営業所に立ち入るおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて第3項の規定に違反する立入りを防止するために必要な事項を命ずることができる。

- 6 第2項の規定によりその営業所に標章が掲示された特定接客業者は、公安委員会に対し、当該標章を取り除くよう申し出ることができる。この場合において、公安委員会は、当該営業所から標章を取り除くものとする。
- 7 公安委員会は、第2項の規定により特定接客業の営業所に標章を掲示した後、当該営業所が第1項に規定する特定接客業の用以外の用に供されたときその他標章を掲示する必要がなくなったと認めるときは、標章を当該営業所から取り除くものとする。
- 8 何人も、第2項の規定により掲示された標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、前2項の規定により公安委員会が標章を取り除く場合を除いては、これを取り除いてはならない。

### 第3節 県民等に対する支援

(暴力団事務所の撤去等に対する支援)

第25条 熊本県警察本部長(以下この節において「警察本部長」という。)は、暴力団事務所が設置されたことにより、又は設置されることにより生活の平穏を現に害されている者又は害されるおそれがあると認める者から、当該暴力団事務所を撤去するために、又は設置されないようにするため必要な援助を受けた場合において、その申出を相当であると認めるときは、当該暴力団事務所を設置している者又は設置しようとする者に対し、当該暴力団事務所を撤去するよう、又は当該暴力団事務所の設置を中止するよう書面で通告するとともに、当該暴力団事務所の撤去又は設置の中止に係る周辺住民の自主的な活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(警察による保護)

第26条 警察本部長は、暴力団の排除に関する活動を行ったこと等により暴力団員、暴力団員から依頼された者等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官に警戒をさせるなどその者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(警察による援助)

第27条 警察本部長は、この条例の規定に違反する行為により困惑している者から、当該行為による被害を防止するために必要な援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を相当であると認めるときは、当該申出者に対し、被害を自ら防止するための措置の教示その他必要な援助を行うものとする。

### 第5章 雜則

(調査)

第28条 公安委員会は、第16条第2項、第17条第2項、第19条第1項及び第2項並びに第20条第1項及び第2項の規定に違反する行為をしている疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(勧告)

第29条 公安委員会は、第16条第2項、第17条第2項、第19条第1項及び第2項並びに第20条第1項及び第2項の規定に違反する行為をしている者と認められるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該違反する行為をしてした者に対する行為の中止その他必要な措置を講り必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正當な理由がなくこれを拒んだときは、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(事実の公表)

第30条 公安委員会は、前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

#### (意見陳述の機会の付与)

第31条 公安委員会は、前条の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(意見聴取)

第32条 公安委員会は、第24条第5項の規定による命令をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、命令に係る者がした同項に規定する立入りが行われた営業所に係る個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、意見聴取を公開しないことができる。

- 2 前項の意見聴取を行う場合において、公安委員会は、当該命令に係る者に対し、命令をしようとする理由並びに意見聴取の期日及び場所を相当の期間をおいて通知し、かつ、意見聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

- 3 意見聴取に際しては、当該命令に係る者又はその代理人は、当該事実について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

- 4 公安委員会は、当該命令に係る者又はその代理人が正当な理由がなく出頭しないとき、又は当該命令に係る者の所在が不明であるため第2項の規定による通知をすることがで

きず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して30日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第1項の規定にかかわらず、意見聴取を行わないで同項に規定する命令をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第1項の意見聴取の実施について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(公安委員会の事務の委任)

第33条 公安委員会は、第24条第4項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

(公安委員会規則への委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第6章 罰則

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定に違反した者

(2) 相手方が暴力団員であることを知りながら、第23条第2項から第4項までの規定に違反した者

(3) 第23条第5項の規定に違反した者

第36条 第24条第4項又は第5項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第37条 第24条第8項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第38条 第14条の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、20万円以下の罰金に処する。

第39条 第13条第5項又は第6項の規定に違反した元請負人等は、5万円以下の過料に処する。

(自首による刑の減免)

第40条 第35条第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(両罰規定)

第41条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第35条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第24条、第32条、第33条、第36条及び第37条の規定については、平成23年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 第24条第1項の規定による標章の掲示の申出は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、第23条第1項及び第24条第1項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 第13条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後に県が発注した建設工事について適用する。

4 第15条から第17条までの規定は、この条例の施行の日以後に締結する契約について適用する。

公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成22年12月22日

熊本県知事 蒲島 郁夫

### 熊本県条例第53号

#### 公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例

(藤崎台県営野球場条例の一部改正)

第1条 藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。

第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(熊本武道館条例の一部改正)

第2条 熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県立美術館条例の一部改正）

第3条 熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第14条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県身体障害者福祉センター条例の一部改正）

第4条 熊本県身体障害者福祉センター条例（昭和50年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県都市公園条例の一部改正）

第5条 熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「行為が」の次に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがないと認められる場合又は」を加える。

第5条の2第1項中「次の」を「次の各号の」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあるとき。

第6条第1項に次の1号を加える。

(4) 前条第1項第2号に該当することとなった者

（熊本県立劇場条例の一部改正）

第6条 熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県伝統工芸館条例の一部改正）

第7条 熊本県伝統工芸館条例（昭和57年熊本県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第9条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県立総合体育館条例の一部改正）

第8条 熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県野外劇場条例の一部改正）

第9条 熊本県野外劇場条例（昭和62年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県農業公園条例の一部改正）

第10条 熊本県農業公園条例（平成2年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第10条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県環境センター条例の一部改正）

第11条 熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第10条に次の1号を加える。

(4) 前条第4号に該当することとなったとき。

（熊本県総合福祉センター条例の一部改正）

第12条 熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第4号に該当することとなったとき。

（熊本産業展示場条例の一部改正）

第13条 熊本産業展示場条例（平成8年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第8条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県立青少年の家条例の一部改正）

第14条 熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（熊本県総合射撃場条例の一部改正）

第15条 熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第7条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

（くまもと県民交流館条例の一部改正）

第16条 くまもと県民交流館条例（平成13年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第8条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。第9条に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。